



「天命に従い 人事を尽くす」

令和6年が明けました。今年もどうぞよろしくお
願い申し上げます。

この年末年始、どう生きるか、何をどうしたらよ
いか、なにをしたいのか・・・を深く考えました。どう
いう事かという、自分の人生、確かに今まで生き
てはきたけれど、中途半端だなあと思わずにはい
られなかったからです。

そこで小さいことかも知れませんが、思い切
りやり尽くしてみよう、やりきってみようと思ったの
です。とことん考えてみますと、色々あらゆること
が頭に浮かんで、あれもやろう、これもやろうと、
頭がいっぱいになります。結局今までと同じ、中途
半端で何も徹底しない、同じ道になります。

よくよく考えてみますと、行きつくところは自分
がいくら頑張ってもたかが知れている。周りのみ
んなに助けられている。究極そんなことで、このこ
とわざ「人事を尽くして天命を待つ」ではなく、や
はり天命に従い、その導きで生きている。人間一
人で生きているのではない、人によって生かされ、

そして生きている、ということです。

なにひとつ自分一人では何もできない。こんな簡単
なことが、自分が自分がと我を張って生きてきまし
た。

さて、会社経営をみても、上手に経営されて
いるところはこぞってみな取り巻く人が所謂いい人
で囲まれている。社員さん、得意先さん、仕入れ先
さん、そしてその方たちの家族さん、言い合うことは
あっても喧嘩にはならないのです。

そう考えてみますと生きていくことは周りに良くな
ってもらうことにつきるのではないのでしょうか、利他
の精神です、まわりに良くなってもらう。それが取り
もなおさず自分のためでもあると。

今年もどうぞよろしく

お願い申し上げます。



(宇久田進治)



年収の壁



パートさんやアルバイトさんを採用する際に、「103万円や130万円までしか働けない」、「扶養内で働きたい」等の年収の壁といわれる内容をよくお聞きするかと思います。そもそも年収の壁に関連するものとは2種類あり、「所得税や税法上の扶養」等の《税金上の壁》と「社会保険や社会保険の扶養」などの《社会保障上の壁》となります。この2種類が混同してしまう方が非常に多いため、今回は上記2種類の壁について、ご説明させて頂きたいと思います。

『税金の年収の壁』

①103万円の壁

(1)〔所得税の壁〕所得税が発生
基礎控除 48万+給与所得控除 55万円=所得控除 103万円となるため、給与収入が103万円までですと所得税は発生しません。

(2)〔配偶者控除の壁〕税法上の扶養
配偶者の給与収入が103万円以下であり、かつ納税者の所得が1,000万円以下(所得が900万円以上の場合は減額されます。)に対して所得控除が適用になります。

②103万超-201万円の壁

〔配偶者特別控除の壁〕税法上の扶養 図1
配偶者の収入が150万円以上になると納税者(配偶者特別控除を適用する方)が受けられる所得控除が段々減っていきます。201.6万円以上の給与収入になりますと、配偶者特別控除がゼロとなります。

『社会保障の年収の壁』

①106万円の壁

基本的には、所定の労働時間や労働日数が正社員の4分の3未満であれば、社会保険に加入する必要はありません。ただし下記5つの条件を全て満たした場合は、上記の場合でも社会保険の被保険者となることが義務付けられました。

- (1)労働時間が週20時間以上
- (2)雇用期間が継続して2カ月超の見込み
- (3)賃金の月額が8.8万円以上(106万円はあくまで参考の値です)
- (4)学生ではない(休学中や夜間・通信・定時制の学生などは対象)
- (5)適用事業所の被保険者数が101人以上(2024年10月より51人以上に変更)

②130万円の壁(月額の給与収入108,000円~)

上記要件を満たしていなくても世帯主の社会保険上の扶養から外れてしまいます。

図1

		納税者の合計所得金額 <small>※カッコ内は給与収入のみの場合の年収</small>		
		900万円以下 <small>(1120万円以下)</small>	950万円以下 <small>(1170万円以下)</small>	1000万円以下 <small>(1220万円以下)</small>
配偶者の合計所得金額※	95万円以下 <small>(150万円以下)</small>	38万円	26万円	13万円
	100万円以下 <small>(155万円以下)</small>	36万円	24万円	12万円
	105万円以下 <small>(160万円以下)</small>	31万円	21万円	11万円
	110万円以下 <small>(166万7999円以下)</small>	26万円	18万円	9万円
	115万円以下 <small>(175万1999円以下)</small>	21万円	14万円	7万円
	120万円以下 <small>(183万1999円以下)</small>	16万円	11万円	6万円
	125万円以下 <small>(190万3999円以下)</small>	11万円	8万円	4万円
	130万円以下 <small>(197万1999円以下)</small>	6万円	4万円	2万円
	133万円以下 <small>(201万5999円以下)</small>	3万円	2万円	1万円
133万円超 <small>(201万6000円以上)</small>	-	-	-	

※カッコ内は給与収入のみの場合の年収

令和 6 年度 税制改正大綱

令和 5 年 12 月 14 日に令和 6 年度の税制改正大綱が発表されました。税制改正大綱とは、各省庁からあがる税制改正の要望を受け、与党の税制調査会が中心となって、翌年度以降の税制改正の方針をまとめたものです。毎年 12 月中に翌年度分の税制改正大綱が閣議決定され、その後、この大綱をもとに法案が作成され、翌年 2 月に改正法案として国会で審議されます。そして、この法律が 3 月に成立し、4 月以降に新しい税制として施行される流れになっています。税制改正大綱には、基本的な考え方として、日本の現状と問題点、その解決方法や政府が考える今後の日本の進むべき道が記されています。

令和 6 年度税制改正大綱を読んで見えてくる日本の現状と問題点

今、時代は大きな転換点を迎えております。3 年間猛威を振るったコロナウイルスによる感染は世界中の人々の考え方や生活様式を大きく変えてしまいました。国際社会は新しい世界に進もうとしています。それに追いつく為にも、日本は長きに亘って続いていたデフレからの完全脱却を目指しています。デフレでは、どんな製品や商品、サービスを生み出しても、高い値段で売る事が出来ません。それは物を創り出す能力がまったく評価されていなの事と同じです。これでは賃金も上がらず、経済成長も見込めません。高く評価される外国と安い日本の間に物価や賃金格差が拡大しています。

税制改正で行う問題解決

日本経済の現状は高い価格の輸入商品や材料、一部の国産のデフレ脱却を進める商品の価格に、デフレ慣れしている日本人にとっては大きな負担となっています。そこで今回の税制改正大綱では物価上昇を上回る、継続的な賃金上昇や資産増加に安心できる生活と働きが報われる社会の実現の為に、個人に対しては所得税や住民税の定額減税を一番に盛り込み、法人に対しては賃上げ促進税制の強化が大きく盛り込まれています。税制改正大綱では新しい税制の概略がまとめられ、具体的な要件や計算方法などの情報は記載されておらず、施行規則が施行されるまで待つ必要があります。

【定額減税】 個人に対する所得税や住民税の定額減税では所得制限を設け納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき、令和 6 年分の所得税は 3 万円、令和 6 年度分の住民税は 1 万円の定額減税を実施予定になっております。

【賃上げ促進税制の強化】 事業規模にもよりますが、現行の賃上げ率の要件は維持しつつ、賃金の増加率に応じた法人税の控除の上乗せや、さらなる高い賃上げ率の要件を創設し、それに合わせた法人税の控除を予定しております。そして今まで控除しきれなかった分の繰越が 2 年間でしたが、これ 5 年間にする予定です。

その他の目玉になる税制

【子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充】、**【子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充】**、**【子育て世帯等に対する生命保険料控除の拡充】**等があります。ご不明点等あれば、担当者又は事務所にお問合せくださいませ。

【著 志村賢一】

職員 宇久田秀雄

これが **オススメ!**

『手帳』

新年あけましておめでとうございます、宇久田秀雄です。皆様新年を迎えら良いお正月をお過ごしになられたかと思えます。年末年始は気忙しいことでもあります、やはり新年を迎えたこの時期は気持ちを新たにできる良い季節ですね。

新年で手書きの手帳を使われている方は手帳の切り替えをされる方も多いと思います。スマホでスケジュール管理されている方も多いですが、私は未だ何の飾り気もない税務手帳へスケジュールを手書きしています。宇久田事務所入所以来ずっと同じ手帳です。税務手帳は税務に関するスケジュールや税金の速算表など便利な情報も記載されていますが、時間単位を細かく記入できるところが気に入っています(この手帳は希望のお客様へはお配りしています)。

お正月に今年の目標を掲げて手帳に書いておく方もいらっしゃるかと思います。私も以前はそうしていましたが、手帳ですとなかなか目につきにくく忘れてしまいがちですので、こちらはマンダラチャートのアプリを使用しています。アプリですと書き込みも楽ですし通知を設定出来たり、目標に階層をつけて記入もできます。興味がありましたら[マンダラチャート アプリ]で検索してみてください。

目標の達成度合いは？と聞かれればなかなかお答えしにくいですが、ゆっくり目標へ向かっていければと思います。皆様今年もよろしく願いいたします！



家に 25 年分の手帳が残っておりまして。意図があって保存していたわけではないですが、見返してみるとその時々で思い出されることや、当時書き込んでいた志しなどを見て気づきや反省などがあつたりもします。
(反省の方が多し…汗)

それはお金で買うことができますか



あるお金持ちの老人がいった。「いくらお金を積んでもいい、わしを50代の元気な人間にしてくれ」と。当たり前ですが、若さはお金で買うことができない。

幸せもお金では買えない。家族も、学歴も、地位も、名誉も空気だって…お金で買うことができないものばかり。そのようなものばかり追いかけてきた。

大切なものはお金では買えないことに気が付いた。

所長・職員一同、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしております

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町 1-1-2

クロスポイント湘南 6F

TEL 0466(36)0627 / FAX 0466(33)4892

さわやか土曜塾
しばらくお休みいたします。



毎週日曜日 18時～18時29分 FM83.1

日曜日の夕暮れ時は、

『ざいつきげんの音楽鍋』でよいひと時を♪

